

# Q & A

## 川崎市一般任期付教員採用選考についての 気になる疑問にお答えします!

**Q** 一般任期付教員と臨時的任用教員の違いは何ですか？

**A** 臨時的任用教員は、欠員が生じた場合や、女性教員が出産に伴う休暇を取得する際に「臨時的」に任用する職員で、任期は欠員の場合は最長1年、女性教員の産休の場合は最長で約16週間となります。一般任期付教員は、一定期間における業務量の増加等に対応して採用する職員で、(標準的には)最長3年を任期として採用する教員です。

どちらも常勤の教員であり、勤務形態のほか、支給月額や期末勤勉手当等に違いはありませんが、任期付教員は期限を区切った正規採用として扱われ、また、任期が長いのが特徴です。

なお、条件付採用の適用や、分限の取扱いで違いがあります。

**Q** 一般任期付教員として採用された場合、期間中に正規教員の採用試験を受験することはできますか？

**A** 受験可能です。

**Q** 現在、川崎市以外で非常勤講師をしています。今回の選考を受けることはできますか？

**A** もちろん可能です。他に、臨時的任用教員等をしている場合も受験可能です。なお、川崎市に居住しているか、川崎市で勤務しているかは問いません。

**Q** 任期の3年を経過する場合、更新は可能ですか？

**A** 更新はできませんが、3年後の時点で再度このような募集を行っている場合は、再度あらためて受験していただき、合格すれば任用されます。

**Q** 中学校の理科の免許状所持者です。小学校に配置された場合、授業時数はどうなるでしょうか。また、学級担任は担当しますか？

**A** 授業時数は、標準的には、理科として24コマ以上(通常24~25コマ)を担当します。その他、学校の実情に応じて、所持する免許状に該当する「総合的な学習の時間」や、「特別活動」を担当する可能性はあります。また、学級担任は担当しませんが、校内の校務分掌は校長の指示にしたがい担当します。

**Q** Webの申込のフォームで登録しましたが、返信メールが届きません。

**A** 教育委員会教職員人事課まで電話で御連絡ください。登録状況を確認の上、対応させていただきます。

**Q** 返信メールを削除してしまいました。受験可能ですでしょうか？

**A** お気づきになった時点で教育委員会教職員人事課まで電話でご相談ください。